地域密着型特別養護老人ホーム「鶴のまどい」料金一覧表

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会 令和 3年 8月1日現在

介護度	居室	サービス費	31日の サービス費	サービス提供 強化加算 I	褥瘡マネジ メント加算 (3カ月に一回)	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	看護体制 加算 I (イ)	看護体制 加算 II (イ)	サービス費 計	負担限度額	居住費	31日の 居住費	食 費	31日の 食 費	総合計
要介護1	個室	661	20,491	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	23,694	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	820 820 1,310 1,310 2,006	25,420 25,420 40,610 40,610 62,186	300 390 650 1,360 1,445	9,300 12,090 20,150 42,160 44,795	58,414 61,204 84,454 106,464 130,675
要介護2	個室	730	22,630	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	25,833	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	820 820 1,310 1,310 2,006	25,420 25,420 40,610 40,610 62,186	300 390 650 1,360 1,445	9,300 12,090 20,150 42,160 44,795	60,553 63,343 86,593 108,603 132,814
要介護3	個室	803	24,893	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	28,096	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	820 820 1,310 1,310 2,006	25,420 25,420 40,610 40,610 62,186	300 390 650 1,360 1,445	9,300 12,090 20,150 42,160 44,795	62,816 65,606 88,856 110,866 135,077
要介護4	個室	874	27,094	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	30,297	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	820 820 1,310 1,310 2,006	25,420 25,420 40,610 40,610 62,186	300 390 650 1,360 1,445	9,300 12,090 20,150 42,160 44,795	65,017 67,807 91,057 113,067 137,278
要介護5	個室	942	29,202	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	32,405	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	820 820 1,310 1,310 2,006	25,420 25,420 40,610 40,610 62,186	300 390 650 1,360 1,445	9,300 12,090 20,150 42,160 44,795	67,125 69,915 93,165 115,175 139,386

※ 利用者負担段階の認定の要件は次のとおりです

7K 13711 100 1	は日の設定の女子は久のとおうです					
利用者負担段階	対 象 者					
第1段階	世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方生活保護受給者					
第2段階	・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方					
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方					
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額が120万円超の方					
第4段階	·上記、利用者負担第1段階~ <mark>第3段階②</mark> 以外の方					



〇初期加算(1日30円/30日以内)・入院、外泊時加算(1日246円/月6日間限度)・出納管理費(月100円)・介護職員処遇改善加算 I (8.3%)・看取り介護加算 I (死亡日以前4日以上30日以下1日につき144円、死亡日以前2日又は3日、1日につき680円、死亡日1日につき1,280円、死亡日以前31日以上45日以下1日につき72円)・ 個別機能訓練加算 I (1日12単位)等が加算となる場合があります。

短期入所生活介護事業所「鶴のまどい」料金一覧表

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会 令和3年8月1日現在

介護度	居室	サービス費	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	サービス提供 強化加算 I	サ <i>ー</i> ビス費 1日計	負担限度額	1日の 居住費	1日の 食 費	1日の 総合計
						第1段階	820	300	1,665
						第2段階	820	600	1,005
要支援1	個室	523		22	545	第3段階①	1,310	1.000	2,855
						第3段階②	1,310	1,300	3,155
						第4段階	2,006	1,445	3,996
						第1段階	820	300	1,791
						第2段階	820	600	2,091
要支援2	個室	649		22	671	第3段階①	1,310	1,000	2,981
						第3段階②	1,310	1,300	3,281
			/			第4段階	2,006	1,445	4,122
						第1段階	820	300	1,856
						第2段階	820	600	2,156
要介護1	個室	696	18	22	736	第3段階①	1,310	1,000	3,046
						第3段階②	1,310	1,300	3,346
						第4段階	2,006	1,445	4,187
	個室	764	18	22	804	第1段階	820	300	1,924
						第2段階	820	600	2,224
要介護2						第3段階①	1,310	1,000	3,114
						第3段階②	1,310	1,300	3,414
						第4段階	2,006	1,445	4,255
		838	18	22	878	第1段階	820	300	1,998
	個室					第2段階	820	600	2,298
要介護3						第3段階①	1,310	1,000	3,188
						第3段階②	1,310	1,300	3,488
						第4段階	2,006	1,445	4,329
						第1段階	820	300	2,068
						第2段階	820	600	2,368
要介護4	個室	908	18	22	948	第3段階①	1,310	1,000	3,258
						第3段階②	1,310	1,300	3,558
						第4段階	2,006	1,445	4,399
						第1段階	820	300	2,136
						第2段階	820	600	2,436
要介護5	個室	976	18	22	1,016	第3段階①	1,310	1,000	3,326
						第3段階②	1,310	1,300	3,626
						第4段階	2,006	1,445	4,467

〇出納管理費(月100円)·送迎加算(片道184円)·介護職員処遇改善加算 I (8.3%)

・緊急短期入所受入加算 (1日90円/7日間を限度) ※やむを得ない事情は14日間を限度)等が加算となる場合がございます。

※利用者負担段階の認定の要件は下記のとおりです

第1段階

- ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方
- •生活保護受給者

第2段階

・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と 年金収入額の合計が80万円以下の方

第3段階①

・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と 年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第3段階②

・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と 年金収入額が120万円超の方

第4段階

·上記、利用者負担第1段階~第3段階②以外の方



基準該当(自立支援)短期入所事業所「鶴のまどい」料金表

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

令和3年8月1日現在

☆介護給付費対象サービス

※鶴田町で負担いたします。

◎ 基本部分

1 基準該当短期入所サービス費(I) 1 日 767円 2 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) 235円 1日

◎ 加算部分

1 短期利用加算 1日につき加算 30円 2 栄養十配置加算(I) 1日につき加算 22円 3 食事提供加算 1日につき加算 48円 4 送迎加算 片道につき加算 186円 1月につき加算所定単位×86/1000 5 介護職員処遇改善加算(I)

☆介護給付費対象外サービス

※以下のとおり、自己負担となります。

◎ 食費

基準費用額 1日 1445円(朝食365円 昼食576円 夕食504円)

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1日あたり	300円	390円	650円	1,445円

◎ 滞在費

1日日

基準費用額 1日 2006円(ユニット型個室)

		<u> </u>			
負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
1日あたり	820円	820円	1,310円	2,006円	

※本人負担計算例

①利用者負担認定:第3段階 3泊4日(夕食からご利用の場合)

> 食費 滞在費 余額 夕食から筧定 504円

2日月以降 650円×3日= 1.950円

1.310円×4日分=5.240円

※利用者負担段階の認定要件は下記のとおりです

第1段階

- 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- 牛活保護受給者

第2段階

・市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の人 (遺族年金・障害年金は非課税年金となり、課税年金 収入額には含まれません)

第3段階

•市町村民税世帯非課税であって、利用者負担 第1段階 • 第2段階以外の人

第4段階

・上記、利用者負担第1段階~第3段階以外の方

※鶴田町役場町民生活課で証明をいたします。

②利用者負担認定:第3段階 3泊4日(朝食からご利用の場合) 食 費 650円×4日分= 2.600円

滞在費 1.310円×4日分= 5.240円

本人負担合計 7.694円 本人負担合計 7.840円